

認知症グループホーム寿限無
重要事項説明書

1. 法人概要

法人名	医療法人社団 永生会
代表者名	理事長 安藤克子
所在地	〒193-0942 東京都八王子市櫛田町583-15
電話番号	042-661-4108 (代表)
設立年月	昭和48年4月

2. 事業所概要

事業所名	認知症グループホーム寿限無	
所在地	〒193-0942 東京都八王子市櫛田町590-4	
介護保険事業者番号	1392900088	
電話番号	042-662-6500	
アクセス	京王線めじろ台駅下車 徒歩 10分	
建物	構造	S造・耐火建築物
	延床面積	671.83㎡
	居室数	18室 (Aユニット 9室 Bユニット 9室)
	入居定員	1室 1名 合計18名
防犯防災設備等の概要	消火器・煙探知機・非常警報装置・非常出口誘導灯・スプリンクラー・自動火災報知設備・防犯カメラ	
利用居室	(A・Bユニット) 1, 8号室 12.5㎡・2, 4, 6号室 11.9㎡・3, 5, 7号室 12.0㎡・9号室 11.8㎡	
共有施設	リビング・台所・浴室・トイレ・手洗い・談話室	
損害賠償責任保険加入先	全国G.H協会 総合補償制度	

3. 事業の理念

医療・介護を通じた街づくり・人づくり・思い出づくり

4. 事業の基本方針と行動指針

事業の基本方針 質の高い医療・看護・介護・リハビリを学び、優しいヘルスケアサービスを提供します

断らない、治し、支える医療・看護・介護・リハビリを実践し、地域の信頼と期待に応えます

健全経営の維持に努め、安心な安らぎにあふれた街づくりを支援します

事業の行動指針 認知症高齢者の共同生活を家庭的な環境の中で、介護職員による生活上の援助を行います。

認知症高齢者に対し、日常生活における援助を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、徘徊・異食等の周辺症状を緩和させ、認知症であってもその人らしさを尊重し、地域の中で安全・安心した生活が送れるよう支援していきます。

認知症高齢者が住み慣れた地域の中で、快い共同生活を行えるよう地域に開かれたサービスの提供を行う。

- ① 利用者様の身体的・精神的状況の的確な把握を行い、各関連機関との連携を密にし、利用者個々の心身の状況に応じて適切に対応していく。
- ② 事故防止のため、利用者様の行動特性を十分に理解し、安全に配慮した運営を行う。
- ③ 当施設では、概ね2ヶ月に1回運営推進会議を設置し、当施設の活動状況を報告し、評価を受けるとともに必要な助言、要望等を聞く機会を設けます。運営推進会議の基本的な構成者は、利用者様・利用者

様の家族・地域住民の代表者・市の職員又は地域包括支援センターの職員等で構成されます。

- ④ 八王子市が推進する「介護保険事業計画」に沿った協力体制で望み、地域住民等と連携および協力を行い、地域との交流を図ります。

8. 基本料金（利用者1人あたり1日につき）

◇令和6年4月1日より報酬改定により基本報酬、介護報酬、自己負担額が変更となります。◎印が令和6年度4月より変更もしくは新設の加算となります。

※1割負担の場合

	生活介護費	介護報酬額	自己負担
要支援 2	749単位	8,000円	800円
要介護 1	753単位	8,042円	805円
要介護 2	788単位	8,416円	842円
要介護 3	812単位	8,673円	868円
要介護 4	828単位	8,843円	885円
要介護 5	845単位	9,025円	903円

- ◎ 医療連携体制加算(I)ハとして、37単位/日加算となります。(要支援2は対象になりません)
- ◎ 医療連携体制加算(II)として、5単位/日加算となります。
- ◎ サービス提供体制強化加算(I)として、22単位/日加算となります。介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が70%以上。
- ◎ 協力医療機関連携加算として100単位/月加算となります。
- ※ 初期加算として、入居後30日間または、1カ月以上入院された後、再入居された場合に30日間は30単位/日加算となります。
- ※ 看取り介護加算として、死亡日以前31日以上45日以下、1日につき72単位を加算。死亡日以前4日以上30日以下、1日につき144単位を加算。死亡日以前2日又は3日、1日につき680単位を加算。死亡日、1日につき1,280単位を加算となります。
- ※ 認知症専門ケア加算(I)として、3単位/日加算となります。(対象者のみ)
- ※ 入院時費用加算として、1カ月につき、6日まで246単位/日加算となります。(対象者のみ)
- ※ 口腔衛生管理体制加算として、30単位/月加算となります。
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算として、20単位/6ヶ月に1回加算となります。
- ※ 栄養管理体制加算として30単位/1か月となります。

- ※ 科学的介護推進体制加算として、40単位/1か月となります。
- ※ 介護職員等処遇改善加算(I)として、所定単位数の18.6%を加算となります。
- ※ 法定利用者負担額の算出方法

$$(\text{生活介護費} + \text{加算費}) \times \text{当月利用日数} \times \text{単位数単価} (10.68) = \text{当月介護報酬額}$$

$$\text{当月介護報酬額} - (\text{当月介護報酬額} \times \text{給付額} 90\%) = \text{利用者負担額} \text{ (小数点以下切り捨て)}$$
- ※ 平成年30年8月1日より一定以上の所得のある方は、介護サービスを利用した時の介護報酬の基準額負担割合が1割から2割又は3割に変わります。(介護保険負担割合証参照)

9. 利用料等

- (1) 家賃 110,000円/月
 入院時や外泊等による不在時も減額いたしません。
 - (2) 食材料費 45,000円/月
 - ① 食事に関する経費です。(朝、昼、夕・食材・外食・出前・調味料等)
 - ② 入院・外泊等により、3食全部を食べなかった場合のみ徴収しません。
 - (3) 水道光熱費 20,000円/月
 入院時(入・退院当日は含まない)のみ徴収しません。(日割り)
 - (4) 共益費 15,000円/月
 - ① G. H内の共用部分にかかる生活消耗品費、維持管理費、新聞費等
 - ② 入院時(入・退院当日は含まない)のみ徴収しません。(日割り)
 - (5) その他日常生活費
 利用者個々の希望・状況により個人のために供する費用が別途かかります。(おむつ代・理美容代・日用品・医薬品・交通費等) 使用時は毎月送付される利用料等の請求書内に加算し合わせて請求いたします。
 - (6) 入居保証金 330,000円(家賃3ヶ月相当分)
 - ・原則入居時に徴収し、退去時に清算致します。
 - ・保証金は、「費用滞納時」及び退去時の「ルームクリーニング費用」に充当させていただく場合がございます。
- ※ 医療費については在宅と同じ条件であるため、医療保険等により受診した場合、一部負担金が必要となります。
 - ※ 日割り計算時小数点以下切り捨てとなります。

※ 利用料等の支払いは月末締めで請求書を作成し、8日までに送付します。ご入居者様各位のご都合のよい金融機関を指定していただき、毎月27日（金融機関が休日の場合は翌営業日になります）に口座引落としになりますのでよろしくお願ひします。

10. 帳簿等の閲覧

1. 当グループホームにおける運営規程・重要事項説明書・契約書・各種マニュアル（災害時・緊急時・離棟時・成年後見制度・個人情報保護）等はいつでもご覧になることができます
2. 保有個人データについては、関係法令及びガイドラインに従い開示することとしています。
3. 利用者又は身元引受人は、介護サービスの提供に際し作成された記録書類について管理者立会いの上で、閲覧を求めることができます。

11. 協力医療機関

名称	永生クリニック（訪問診療・訪問看護）
所在地	〒193-0942 東京都八王子市櫛田町583-15
電話番号	042-661-7780
診療科目	内科・神経内科・整形外科・リハビリテーション科 日常的な健康管理・医療機関との連絡・調整

名称	南多摩病院
所在地	〒193-0832 東京都八王子市散田町3-10-1
電話番号	042-663-0111
診療科目	皮膚科・泌尿器科・婦人科・リハビリテーション科・眼科 ・内科・放射線科・麻酔科・呼吸器科・神経内科・外科等

名称	久富歯科クリニック
所在地	〒191-0031 東京都日野市高幡1001-8-501
電話番号	042-593-5751
診療科目	歯科

1.2. 苦情相談機関

当事業所内	担当職員 → 管理者 → 施設長 電話番号 042-662-6500
法人内	総合支援室 → サービス支援課 ↓ 行政・医師会・関連医療機関の相談窓口への連絡・連携
国保連 八王子市	電話番号 03-6238-0177 福祉部高齢者福祉課相談担当 電話番号 042-620-7420

※ 苦情処理の体制としては利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じます。(苦情マニュアル参照)

1.3. 緊急時の対応

(病気・疾病時)

認知症対応型共同生活介護の提供を行っている時に、利用者に病状の急変が生じた場合、速やかに身元引受人及びかかりつけ医師・協力医療機関への連絡を行い、必要時病院への搬送をいたします。私たちは、利用者の状態の変化に早く気づき迅速に対応するとともに病状の悪化防止に取り組みます

(事故発生時)

認知症対応型共同生活介護の提供により、事故等が発生した場合、身元引受人、**家族、計画作成担当者及び行政（八王子市）**に連絡を行うとともに記録し、各関係協力医療機関との連携のもと必要な処置を行います。

又、物損等により賠償すべき事故が発生した場合速やかに損害賠償を行います。

(災害発生時)

非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。

又、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。(防災マニュアル参照)

1 4. 退所の手続き

契約の終了事由が発生した場合、次の手順で退所となります。

- (1) 当法人にて入退所判定会を開催し、退所判断を行います。
- (2) 退所先については、事業者と家族、介護支援専門員等の間で協議を行い、すみやかに検討し、決定します。退所先の選定についても三者が共同してその作業にあたり退所先が決まりしだい退所日を決定します。
- (3) 退所時の荷物の搬出、居室の現状復帰は入居者及び身元引受人が行います。
- (4) 利用料金等の精算は原則退所日に行います。

1 5. 重度化対応・終末期ケア対応指針

1. 目的

グループホームの入居者が、病状の重度化や加齢により衰弱し人生の終末期の状態になっても、家庭的な環境のもとなじみの関係での生活を維持し、本人が望む場所で最後まで暮らしていくことができるように、家族・医療関係者と協力して対応していく。

2. 基本的な姿勢

病状が重度化した入居者、あるいは人生の終末期の入居者が、疼痛や苦痛がなく本人・家族等が望むような人生の過ごし方ができ、グループホームでの生活が継続できるように、そしてグループホームで死が迎えられるように最大限の対応をする。

3. 重度化した状態・終末期の判断

主治医の判断が基本である。癌の終末期・多様な疾患の重度化、老衰等。

4. 医療連携

- ・主治医との連携

主治医の指示・指導のもと、必要な医療を行いながら、状態により入院による病院での医療とも連携していく。

- ・訪問看護ステーションとの連携

主治医と連携しながら、必要な医療を行いつつ、ホームでの生活の継続を重視して、入居者に苦痛が少なく心地よい状態で生活できるようにしていく。

5. 家族等の協力関係

グループホームでの重度化・終末期の対応を行っていくためには、家族等の信頼・協力関係は欠かせません。家族と共に入居者本人が満足するような看取りの支援をしていく。

6. 職員の教育・研修

重度化・終末期ケアが充実するように、職員教育・研修に努めていく。また、家族等の意向を重視した密な連携をもつことができるように努力する。

16. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況有り

実施日 令和5年8月～10月(以降、隔年同月頃に実施)

評価機関名称 (株)ティーアイ・メディカル

結果の開示有り

認知症対応型共同生活介護サービスの提供にあたり、入居者に対して本書面で重要事項について説明を行いました。

令和 年 月 日

(事業者)

認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

事業所名 認知症グループホーム 寿限無

住所 東京都八王子市櫛田町590-4

説明者 ㊟

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認し同意しました。

利用者

住所

氏名 ㊟

契約者（支払責任者）

住所

氏名 ㊟
続柄

令和4年3月1日改定
令和6年4月1日改定
令和6年6月1日改定
令和7年2月18日改定